

農地・水保全管理支払交付金
平成19～23年度の実績と効果

平成24年3月

農林水産省

目 次

はじめに	1
1 実施状況	
(1)全国における実施状況	2
(2)実施状況の分析	3
2 効果の検証	
(1)農地の保全管理 (遊休農地の発生防止・抑制の効果)	4
(2)農業用施設等の機能維持 (農業用施設の将来にわたる機能維持の効果)	5
(3)農村環境の向上 (景観、生態系など地域環境向上の効果)	6
(4)地域のつながりを通じた農村地域の活性化 (多様な主体の参画等を通じた地域コミュニティ強化の効果)	7
(5)地域農業への影響 (集落営農の形成、農地利用集積の促進の効果)	8
3 現行対策の課題	
(1)農地・農業用水等の保全管理に関する課題 (実施市町村、未実施市町村)	9
(2)対策の枠組みについての課題 (実施主体、対象活動)	10
(参考1)平成24年度からの農地・水保全管理支払の概要	11
(参考2)新たな土地改良長期計画における位置づけ	13

平成19年度から実施してきている農地・水保全管理支払交付金（平成22年度まで、農地・水・環境保全向上対策）の5ヶ年間の実績とその効果について、以下とりまとめ。

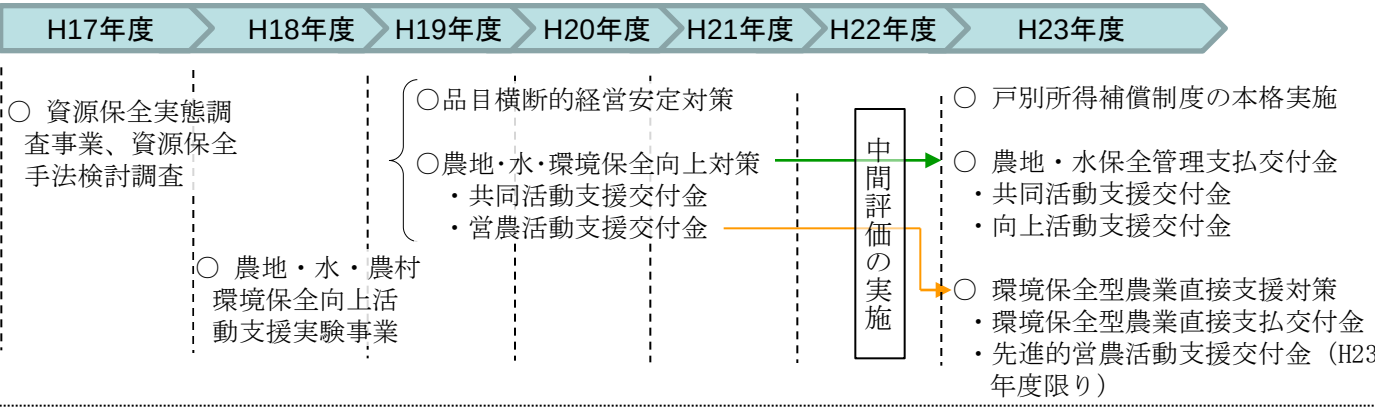
対策導入の背景と目的

- 農地・農業用水等の資源は、集落において共同活動により保全管理されてきたが、近年、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全管理が困難化。また、農村の自然環境や景観の保全・形成等の多面的機能への国民の要請、ゆとりや安らぎといった国民の価値観の変化等の視点も踏まえた対応が必要。
- こうした背景を踏まえ、平成17年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」に基づき、
 - ① 農地・農業用水等の保全と質的向上に関する地域ぐるみの共同活動への支援（共同活動支援）と、
 - ② 化学肥料・化学合成農薬を大幅に低減するなど環境保全に向けた先進的な営農活動への支援（営農活動支援）とを一体的に行うことを目的とし、平成19年度から平成23年度までの5ヶ年間の対策として「農地・水・環境保全向上対策」を開始。

中間評価の実施とこれに基づく見直し

- 平成22年3月に閣議決定された新たな基本計画に基づき、共同活動の強化や環境保全型農業の推進等を図る観点から、これまでの実績や現場の意見を踏まえ、効果と課題を明確化するため、平成22年9月に中間評価をとりまとめ。
- 中間評価の結果を踏まえ、平成23年度からは、戸別所得補償制度の本格実施と合わせ、その関連支払として位置づけ、
 - ① 営農活動支援については、共同活動を実施しているかどうかにかかわらず、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して直接支援することとし、名称を「環境保全型農業直接支払」として独立、
 - ② 地域共同による農地・農業用水等の資源の日常の保全管理活動に加え、農地周りの水路・農道等の長寿命化のための補修・更新などの活動に対する支援（向上活動支援）を拡充し、「農地・水保全管理支払」と名称を変更。

① 農地・水保全管理支払交付金に係る経緯



1. 実施状況

(1)全国における実施状況

① 共同活動支援交付金

- 平成24年1月末現在、全国1,253市町村において、19,698活動組織が、地域ぐるみの共同活動に取り組み。地域によって取組状況に差があるものの、水を通じた保全管理のつながりのある水田地域を中心に、全国的に相当な広がり。
- 全国の取組面積は、初年度(平成19年度)の116.0万haから、最終年度(平成23年度)には143.2万haとなる見込み(5年間で27.2万haの増加)。
- 本対策と中山間地域等直接支払制度により農地・農業用施設の保全管理に取り組む農業集落数は、農業用排水路を管理する農業集落数の概ね8割。

② 向上活動支援交付金

- 平成23年度から開始した向上活動支援交付金により、老朽化が進む農地周りの施設の補修・更新等の長寿命化のための活動を支援することとしており、平成24年1月末現在、5,819の活動組織が、水路5千km、農道2千kmの長寿命化等に取り組み。

①共同活動支援の取組実績 (市町村数、組織数、取組面積、交付額)

	H19	H20	H21	H22	H23(見込み)
市町村数	1,241	1,282	1,251	1,254	1,253
活動組織数	17,122	18,973	19,514	19,658	19,698
取組面積	1,160,430	1,361,364	1,425,144	1,433,293	1,432,471
交付額	18,616百万円	20,827百万円	21,679百万円	21,928百万円	21,963百万円

注1:「H23取組状況(H23見込み)」は平成24年1月31日時点で取りまとめた数値
注2:交付額は国費分

②向上活動支援の対象施設数(平成23年度～平成27年度) (単位:km、箇所)

	北海道	府県	全国計
水路	83	5,255	5,338
農道	32	1,775	1,807
ため池	1	1,646	1,647

資料:平成23年度活動計画書から作成(速報値)

③農地・水保全管理支払交付金と中山間地域等直接支払制度により農地・農業用施設の保全管理に取り組む農業集落の比率(H22年度実績)

Category	Count	Ratio
全国 (Total)	74,850	100%
農地水+中山間 (Mountainous Area + Water/Land)	55,712	81%
農地水 (Water/Land)	34,056	45%
中山間 (Mountainous Area)	21,656	29%

■ 農業用排水路を管理する集落数(比率)※1
■ 中山間単独により管理を行う集落数(比率)※2
■ 重複(中山間と農地・水)して管理を行う集落数(比率)※3
■ 農地・水単独により管理を行う集落数(比率)※4

※1:農業用排水路を管理する集落数は2005年農林業センサスによる(調査対象農業集落数は、2005年農林業センサスの農山村地域調査対象集落のうち、集落機能のある農業集落)
※2:農地・水保全管理支払交付金により水路の管理を行う集落数については、各県の取組面積を各県の平均的な農業集落の農地面積で除して算出
※3:中山間地域等直接支払の集落数については、平成22年度における集落協定の数(個別協定を除く)
※4:重複集落数については、中山間地域等直接支払と農地・水保全管理支払交付金の各県の重複面積を各県の平均的な農業集落の農地面積で除して算出

- 本対策の活動へは、非農業者も含め、151万人・団体が本対策の活動組織の構成員として参画。また、活動組織の開催する交流行事やイベントには、都市住民も参加。

①活動組織の構成員数(全国計)

構成員数			
個人		団体	
農業者	非農業者	農業関係 (農事組合法人、 営農組合等)	その他 (自治会、子供会、 女性会等)
113万5千人	24万2千人	15,985	114,640

資料:平成21年度実施状況報告書より作成

構成員数(個人)

農業者 82%
非農業者 18%

構成員数(団体)

農業者 12%
非農業者 88%

資料:平成21年度実施状況報告書より作成

(2)実施状況の分析

① 共同活動支援交付金

(地域ブロック別取組状況)

- 地域ブロック別の活動組織数は、九州が3,971組織と最も多く、次いで東北3,348組織、近畿3,296組織、北陸2,448組織。
- 取組面積は、北海道が42.6万haで最も大きく、次いで東北28.8万ha、九州19.0万ha、北陸12.4万ha、関東12.1万ha。
- 農振農用地区域内の耕地面積に対する取組面積の比率は、近畿が55%で最も高く、次いで北陸42%、東海42%、九州39%、北海道39%。一方、関東は19%、沖縄26%と低い。

(地域類型別取組状況)

- 地域類型別の農振農用地区域内の耕地面積に対する取組面積の比率を推計すると、平地農業地域が最も高い43%、次いで、山間農業地域34%、中間農業地域28%、都市的地域22%。

(地目別取組状況)

- 地目別では、取組面積143.2万haのうち、田が100.1万ha、畑が35.9万ha、草地在7.3万ha、農振農用地区域内の耕地面積に対する取組面積の比率は、田では46%。

② 向上活動支援交付金

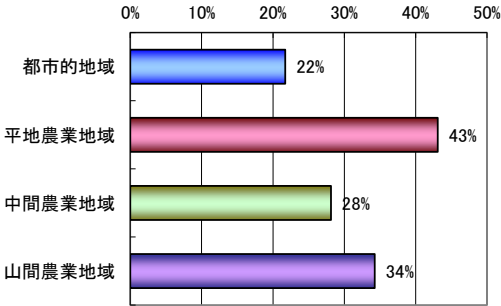
- 地目別では、取組面積23.7万haのうち、田が20.2万ha、畑が3.4万ha、草地在0.1万ha。
- 地域ブロック別では、九州が5.1万ha、近畿が4.3万ha、中国四国が3.5万haと取組が進んでいる。

①活動組織数、取組面積の状況(平成23年度見込み)

(単位:ha)

	活動 組織数 ①	農振農用地区域 内の耕地面積 ②	取組 面積 ③	1活動組織当 の平均面積 ③/①	用排水路を管 理する集落の 比率	農振農用地区域内 の耕地面積に対す る取組面積の比率 ③/②
全国	19,698	4,066,577	1,432,471	73	67%	35%
北海道	705	1,093,670	425,595	604	40%	39%
東北	3,348	796,784	288,392	86	72%	36%
関東	2,094	653,610	121,095	58	61%	19%
北陸	2,448	294,932	123,736	51	83%	42%
東海	1,213	162,982	68,867	57	70%	42%
近畿	3,296	188,956	103,257	31	82%	55%
中国	1,622	226,719	63,613	39	63%	28%
四国	953	124,605	38,018	40	64%	31%
九州	3,971	488,458	190,497	48	67%	39%
沖縄	48	35,861	9,402	196	15%	26%

②農業地域類型別の農振農用地区域内
の耕地面積に対する取組面積の比率



資料: 2005年農林業センサス
注1: 農業地域類型別の耕地面積は、2005年農林業センサスの農業地域類型別報告書の経営耕地面積の比率を基に算定
注2: 農業地域類型別の取組面積は、平成21、22、23年抽出調査の比率から算定

注1: 農振農用地区域内の耕地面積、施設を管理する集落の比率は2005年農林業センサスから
注2: 「取組面積」は平成24年1月31日時点で取りまとめた数値

③地目別取組面積と農振農用地区域内の耕地及び採草放牧地
面積に対する取組面積の比率(平成23年度見込み)

(単位:ha)

	A 取組面積	B 農振農用地区域内の耕地 及び採草放牧地面積	A/B
田	1,000,640	2,196,085	46%
畑	358,871	1,291,798	28%
草地	72,960	767,270	10%

注1: 農振農用地区域内の耕地及び採草放牧地面積は、2005年農林業センサスにおける農振農用地内の耕地面積に農業振興地域土地利用統計(H17.3.31現在)の採草放牧地を加えた面積
注2: 地目別面積は、以下による試算値。
・田面積 =(農林業センサス(2005)田+樹園地+畑)×平成22年耕地及び作付面積統計における田の比率
・畑面積 =(農林業センサス(2005)田+樹園地+畑)×平成22年耕地及び作付面積統計における普通畑及び樹園地の比率
・草地面積=(農林業センサス(2005)田+樹園地+畑)×平成22年耕地及び作付面積統計における牧草地の比率+農業振興地域土地利用統計(H17.3.31現在)の採草放牧地面積

2. 効果の検証

(1) 農地の保全管理（遊休農地の発生防止・抑制の効果）

- 本対策に取り組む143万haの農地については、遊休農地の発生が防止されるとともに、当初遊休農地であった箇所については、本対策により耕作可能な状態に保全管理。
- このため、本対策の実施期間5カ年間で、1,600haの耕作放棄地の解消と、13,000haの耕作放棄地の発生防止が図られる見込み。

【中間評価(平成22年9月)抜粋】

<遊休農地の発生防止・抑制>

本対策においては、必須の活動項目として、「遊休農地発生防止のための保全管理」を含んでおり、対策前に遊休農地であった農地も対象として、耕作可能な状況に管理することを求めている。このため、本対策に取り組む143万haについては、遊休農地発生が防止されており、5年間で1.3万ha程度の発生防止効果があるものと推計される。また、平成21年に実施した抽出調査によれば、「遊休農地等の発生状況の把握」と「遊休農地発生防止のための保全管理」が全ての活動組織において行われていることから、当初遊休農地であった1,581haの農地については、本対策により耕作可能な状態に保全管理されていると見込まれる。

①耕作放棄地発生防止効果の推計

○対策期間の耕作放棄地防止面積

$$\cdot 115\text{万ha} \times 0.0022^{\ast 1} \times 5\text{年} = \underline{1.3\text{万ha}}$$

(参考) 他事業との重複を考慮した事業量

$$\cdot \text{農地・水・環境保全向上対策取組面積} - \text{中山間地域等直接支払制度重複面積} - \text{基盤整備関係重複面積}^{\ast 2} \\ = 143\text{万ha} - 12\text{万ha} - 16\text{万ha}^{\ast 2} = 115\text{万ha}$$

※1: 年耕作放棄地発生率 = 耕作放棄地の年平均発生面積(H17～H21)/耕地面積の年平均面積(H17～H21) = 1.04万ha/465万ha = 0.22%

※2: 土地改良長期計画の政策目標(H20からH24)を基に、本体策期間(5年間)の基盤整備面積を推計。

(参考)遊休農地の発生防止のための取組の事例 — 愛知県小牧市 おおくさ水土里の会

- 本対策で再生した遊休農地については、活動組織で借り上げ、教育・交流の場として活用を図るとともに、地主からの了解を得て、営農を希望する者を募り、貸し出し。これらの活動が、遊休農地の解消に大きく役立っている。
- これまで遊休農地の解消は、個々の農家と行政が行うものとの考えていたが、本対策により地域がその一翼を担うことで、自分たちの地域を自分たちで守るという機運が醸成。



位置図

【地区概要】

- ・集落形態: 集居
- ・取組面積 96ha (田 86ha、畑 10ha)
- ・対象施設
開水路 2.0km、パイプライン 17.3km、農道 22.2km、ため池 9箇所
- ・構成集落数: 2
- ・主な構成員 農業者342名、農業者以外188名、自治会1、子供会1、婦人会1
- ・交付金(H22 共同活動支援) 4,064千円



【遊休農地の草刈り】



【水田として再生】



【地域住民による田植え】

(2) 農業用施設等の機能維持（農業用施設の将来にわたる機能維持の効果）

- 全国で協定に位置付けられた施設は、開水路24万km、パイプライン4.5万km、農道17万km、ため池3万箇所となっており、これらの施設を対象として、基礎的な保全活動や、補修等による施設の機能維持が着実に図られている。
- 平成23年3月に活動組織に対して行ったアンケート調査によれば、「本対策による機能診断や施設の補修等の共同活動が、農業用排水路等の機能維持にとっても役立っている」との回答が73%、「ある程度役立っている」との回答が25%。

【中間評価(平成22年9月)抜粋】

<施設の保全活動の強化>

本対策に取り組む活動組織に対しては、活動指針に示した農地、農業用排水路等の保全活動を実施することを求めている。活動実績報告によれば、本対策に取り組む組織においては、点検活動、計画策定、実践活動（開水路の泥上げ、ため池の泥上げ、農道の砂利補充など）から構成される施設の保全活動が確実に実施されている。

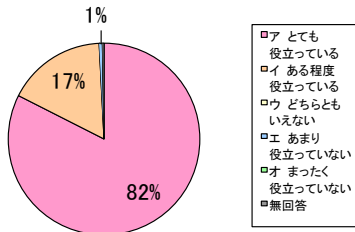
<施設の機能維持に資する活動>

本対策では、施設の機能診断や施設の補修などの取組を一定以上実施することを求めている。活動実績報告によれば、施設の機能診断、計画の策定については、すべての活動組織が実施するとともに、開水路の目地詰めや表面劣化に対するコーティングなど実践活動については、実施割合が対策前の32%から68%に上昇している。

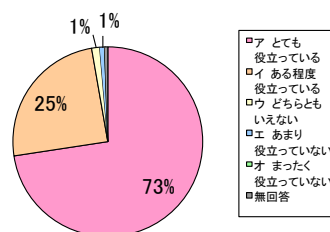
また、活動組織へのアンケート調査によれば、開水路、農道ともに、「10年先も支障なく使用できると思われる」と回答した活動組織の割合が、本対策に取り組まないことを想定した場合の割合と比較すると、開水路で43%、農道で42%増加した。

①農地・農業用排水路等の保全、機能維持に対する評価

(問) 本対策(共同活動支援)による草刈り、泥上げなどの共同活動は、農地、農業用排水路等の保全に役立っていると思いますか。



(問) 本対策(共同活動支援)による機能診断や施設の補修等の共同活動は、農業用排水路等の機能維持に役立っていると思いますか。

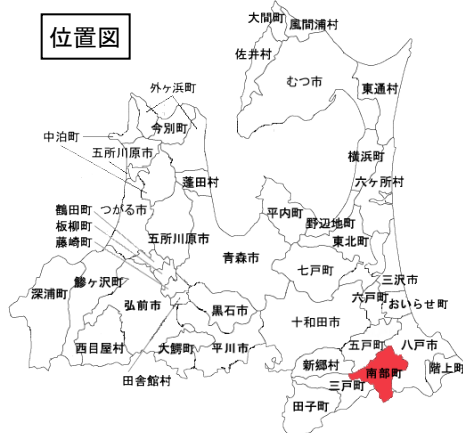


資料：活動組織アンケート（平成23年3月実施）

(参考)水路の適切な保安全管理等の事例 — 青森県南部町 長坂下環境保全隊

- 年間を通した水路の適切な保全などの地域ぐるみの活動を実施。また、児童による田植え体験など、地域社会との結び付きを強化しながら、活動の定着化を図ろうとする取組を実施。

位置図



【地区概要】

- ・取組面積 10.2ha（田 10.0ha、畑 0.2ha）
- ・対象施設 開水路 3.8km 農道 1.9km
- ・主な構成員 農業者 50名、自治会、学校・PTA、その他2
- ・交付金(H22 共同活動支援) 446千円



水路の目地詰め作業



学校教育との連携

(3)農村環境の向上（景観、生態系など地域環境向上の効果）

- 平成23年3月に活動組織に対して行ったアンケート調査によれば、「本対策による生態系や景観、水質等に関する共同活動が、地域の環境保全向上にとっても役立っている」との回答が44%、「ある程度役立っている」との回答が44%。
- 農村環境活動が非農業者の本対策への参画のきっかけとなり、多様な主体の参画による景観形成、生態系保全、水質保全等の取組が実施。

【中間評価（平成22年9月）抜粋】

＜農村環境の保全・向上＞

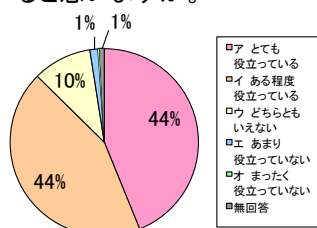
本対策では、農村地域の生態系や景観、水質などの環境を保全する農村環境向上活動を一定以上実施することを求めている。農村環境向上活動のテーマについては、「景観形成・生活環境保全」に取り組んでいる活動組織が最も多く、次いで「生態系保全」「水質保全」の順になっている。

活動組織を対象としたアンケート調査によれば、地域の景観について、「良好な景観である」とする回答が、対策前の32%から85%へ大きく増加している。

非農業者の活動時間の割合を活動項目別にみると、基礎部分の活動が22%、農地・水向上活動が22%、農村環境向上活動が50%と、農業者と比較して、農村環境向上部分の活動が大きな比率を占めている。農村環境向上活動は、非農業者や環境に関するNPO法人が活動に参画する契機となるなど、多様な主体の参画に効果を有している。

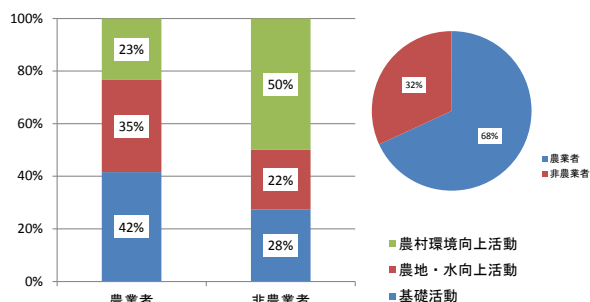
① 農村環境の保全・向上に対する評価

（問）本対策（共同活動支援）による生態系や景観、水質等に関する共同活動は、地域の環境保全向上に役立っていると思いますか。



資料：活動組織アンケート（平成23年3月実施）

② 農業者と非農業者の10アール当たりの活動割合



資料：共同活動抽出調査（平成21年12月実施）により作成

（参考）農村環境の向上のための活動の事例 — 滋賀県近江八幡市 白王町鳩の会

- NPOと連携して環境向上活動に取り組み。NPOとの連携は、農家だけでは思いつかない知恵が得られると同時に、NPO側からの情報発信も行われるため、極めて効果的。
- 集落営農組織と農地・水の活動組織が連携。施設保全や濁水防止・節水管理、景観保全等の連携した実施により、効率的に資源を管理。また、農地・水の取組等により保全されている環境を活用して、集落営農による農産物のブランド化にも取り組み。

位置図



〔NPOと連携し魚道設置〕



〔景観形成活動〕

【地区概要】

- ・取組面積 55.2ha（田 54.9ha、畑 0.4ha）
- ・対象施設 開水路 7.0km、パイプライン 4.0km、農道 5.0km
- ・構成集落数：1
- ・主な構成員 農業者38名、営農組合2
- 農業者以外 自治会1、女性会1、子供会1、土地改良区2、その他1
- ・交付金（H22 共同活動支援） 1,819千円



〔環境学習の実施〕



〔環境こだわり米の生産とブランド化〕

(4) 地域のつながりを通じた農村地域の活性化

(多様な主体の参画等を通じた地域コミュニティ強化の効果)

- 平成23年3月に活動組織に対して行ったアンケート調査によれば、「本対策による共同活動が、地域（集落）のつながりの強化や活性化にとっても役立っている」との回答が52%、「ある程度役立っている」との回答が41%。
- また、平成22年に全国21の活動組織に対して行ったアンケート調査結果による分析及び北海道を除く全国約1,500市町村を対象とした分析結果によれば、本対策の実施により、地域の農村協働力（ソーシャル・キャピタル）の水準が向上。

【中間評価（平成22年9月）抜粋】

<地域のつながりを通じた農村地域の活性化>

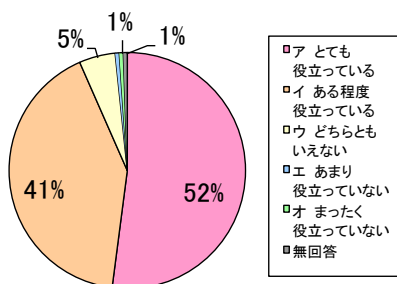
農業者、非農業者、自治会、NPO等多様な主体から構成される活動組織により、資源の保全活動、営農活動、環境向上活動等多様な活動に取り組む。

多様な主体による資源の保全活動、環境向上活動及び環境に優しい営農活動を通じて、地域住民の意識の変化、地域の行事への参加率の向上、集落間の連携や都市との交流、地域リーダーの育成などにより地域コミュニティが活性化。

対策に取り組む地区の住民に対するアンケート調査から「農村協働力」を定量化して評価したところ、対策参加者を中心に「農村協働力」が向上。

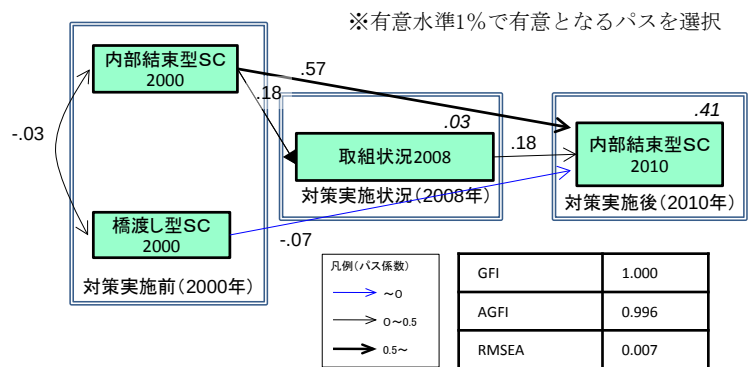
① 地域のつながりの強化や活性化に対する評価

(問) 本対策(共同活動支援)による共同活動は、地域(集落)のつながりの強化や活性化に役立っていると思いますか。



資料：活動組織アンケート（平成23年3月実施）

② 地域のソーシャル・キャピタル水準と本対策の取組状況についてのパス解析結果



注1) 片側矢印脇の数字はパス係数。パス係数：指標間の標準偏回帰係数。(指標間の相互関連性(相関の有無、相関の大きさ)を表す)

注2) 指標右上の斜体数値は決定係数。

(参考)農村地域の活性化の事例 — 三重県多気郡多気町 多気町勢和地域資源保全・活用協議会

- 勢和地域における旧村の10集落を一つにした活動組織を設立し、各集落や多様な主体が連携し合い、地域の課題解決と農業振興に繋がる活動を実施。
- 本対策の取組を契機に、遊休農地活用からの6次産業化や専門機関・企業と連携した活動を実施し、地域において「農村協働力」が向上したとの評価。

【地区概要】

- ・取組面積 700ha（水田550ha、畑150ha）
- ・対象施設 開水路 81.6km、パイプライン 5.0km、農道 87.5km、ため池7箇所
- ・構成集落数: 10
- ・主な構成員 農業者1,158名、営農組合1
- 農業者以外 自治会1、土地改良区2、JA1、学校・PTA2、その他10
- ・交付金(H22 共同活動支援) 15,581千円

位置図



〔都市と農村の交流〕



〔コミュニティビジネス施設(地産地消)〕

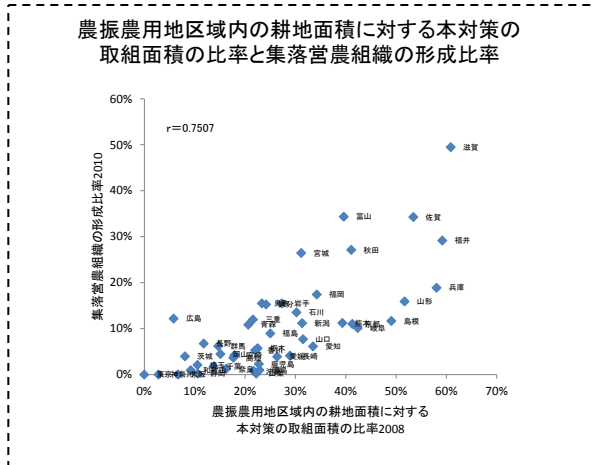


〔子ども教育(学校との連携)〕

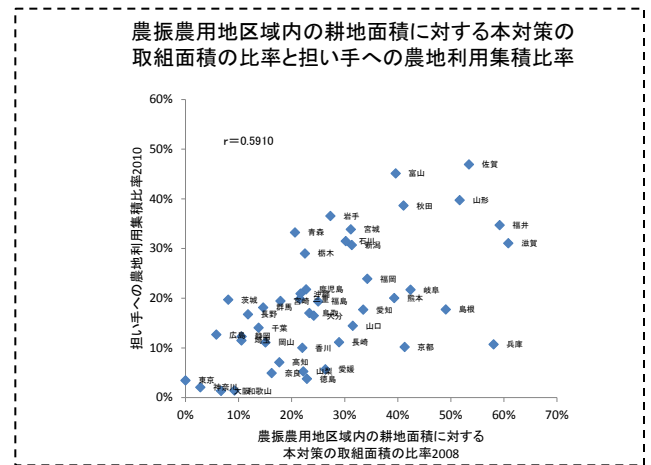
(5) 地域農業への影響（集落営農の形成、農地利用集積の促進の効果）

- 本対策の取組が進む道府県ほど、集落営農組織の形成率（集落営農数／全集落）や担い手への農地利用集積率（大規模経営割合）が高い。
- 北海道を除く約1,500市町村を対象とした分析結果によれば、農地整備の状況や地形・地勢等の農業生産基盤の条件が、本対策前の集落営農組織の形成や担い手への農地利用集積の状況に影響を与え、これらが本対策の取組を規定する大きな要因。
- さらに、本対策の取組がその後の集落営農組織の形成や担い手への農地利用集積の促進に一定の効果。

①集落営農組織の形成状況との関係



②担い手への農地利用集積状況との関係



③農業生産基盤等に関する諸条件、本対策の取組状況、集落営農や農地利用集積についてのパス解析結果

指標	本対策の取組（2008年）に対する影響			集落営農組織の形成（2010年）に対する影響			担い手への農地利用集積（2010年）に対する影響		
	直接効果	間接効果	総効果	直接効果	間接効果	総効果	直接効果	間接効果	総効果
農地整備の状況（2001年）	0.29	0.11	0.40	0.14	0.38	0.52	0.11	0.26	0.38
地形・地勢（2001年）	0.11	0.00	0.11	0.00	0.01	0.01	0.13	0.13	0.25
都市化・居住化の状況（2000年）	-0.19	0.00	-0.19	-0.06	-0.01	-0.07	0.00	-0.18	-0.18
集落営農組織の形成（2005年）	0.22	0.00	0.22	0.73	0.02	0.74	-0.13	0.31	0.18
担い手への農地利用集積割合（2005年）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.70	0.00	0.70
本対策の取組（2008年）	-	-	-	0.07	0.00	0.07	0.06	0.02	0.08
集落営農組織の形成（2010年）	-	-	-	-	-	-	0.29	0.00	0.29

（参考）①本対策の取組面積の増加が集落営農組織の形成に与える影響

取組面積（2008年）100ha増（634ha（平均）→734ha）→集落営農数（2010年）0.21増（9（平均）→9.21）

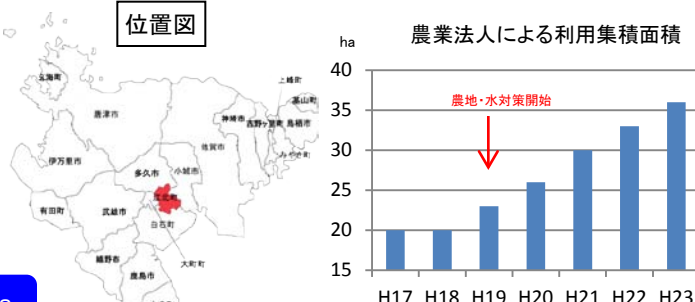
（参考）②本対策の取組面積の増加が担い手への農地利用集積に与える影響

取組面積（2008年）100ha増（634ha（平均）→734ha）→担い手への農地利用集積（2010年）8.1ha増（531ha（平均）→539.1ha）

（参考）本対策を契機とした経営規模の拡大の事例 — 佐賀県杵島郡江北町 東区環境保全管理組合

- 本対策取組前は、施設の保全管理を農地の所有者が個別に実施しており、水路の泥上げは実施されていなかった。また、寄合の回数が減。
- 本対策に取り組むことにより、寄合回数が増加し、集落内のコミュニケーションが円滑化。離農者の農地の把握や農地利用集積の調整が容易にできるようになり、農業法人等への作業委託が円滑化。
- 本対策取り組み後、集落内の農業法人による農地の集積面積は大きく増加。共同活動を行うことにより、担い手の負担軽減が図られ、営農が効率化。

位置図



【地区概要】

- ・取組面積 52.4ha（田 51.3ha、畑 1.1ha）
- ・対象施設
開水路 6.0km、パイプライン 4.5km、農道 4.2km、ため池 2箇所
- ・主な構成員
農業者48名、農業者以外32名、自治会1、女性会1、その他2
- ・交付金（H22 共同活動支援） 2,205千円

3. 現行対策の課題

(1) 農地・農業用水等の保安全管理に関する課題（実施市町村、未実施市町村）

＜実施地区、実施市町村の課題＞

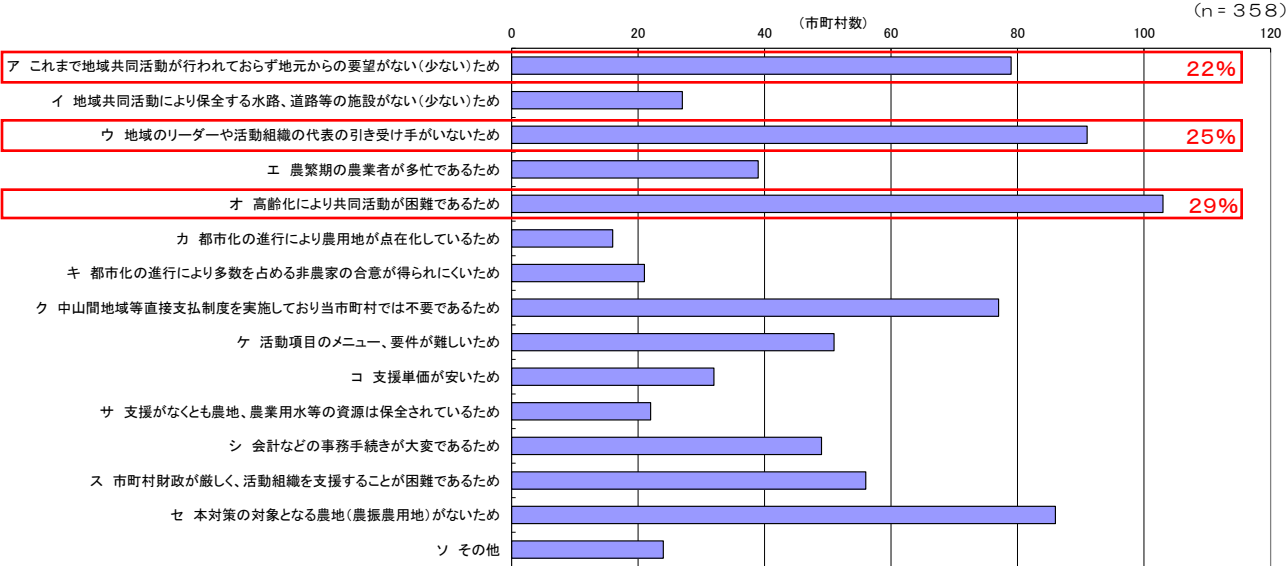
- ① 農業者の高齢化や農村の混住化が今後更に進行する中、地域共同による農地・農業用水等の保安全管理活動を継続することが必要。
- ② 農地周りの水路・農道等施設の老朽化が進んでおり、今後、施設の長寿命化対策を強化することが必要。

＜未実施市町村の課題＞

- ① 混住化、高齢化等によりリーダーの確保や事務手続きの実施が困難であり、活動組織の設立や運営が困難。
- ② 農地・農業用水等の保安全管理について、地域特有の課題が存在するが、水路・農道等の施設の管理については行政等に委ねられており、地域共同による保安全管理活動の経験や体制が不十分。

① 未実施市町村で農地・水保安全管理支払交付金を実施しない理由

（問） 農地・水・環境保全向上対策を実施しない理由は何ですか。（3つまで）



資料：未実施市町村アンケート（平成23年3月）

② 人材育成のために必要なことについて

○ 人材育成のために必要なこと、また、そのために行政、地域協議会からの支援を要望することとして、「行政からの情報の提供」、「農業や6次産業化への支援、農業後継者の確保」、「研修・育成の場の提供」、「支援の継続」等があげられている。

問. 本対策の活動を含め、地域における様々な取組を継続、発展させるためには人材育成が重要ですが、そのために必要なことは何でしょうか。また、そのために行政、地域協議会に何を期待しますか。

《行政からの情報の提供》

- 行政の指導、助言が不可欠。
- 他組織情報の共有等（成功例、失敗例）。
- 説明が一辺倒。もう少し深く説明すべきである。
- 行政への専門的知識を持った職員の配置。

《研修、育成の場の提供》

- 中堅の人材の育成の会を設ける。
- 地域を絞った研修会が必要。
- 他県との交流。
- 地域コーディネーターの派遣。

《農業や6次産業化への支援、農業後継者の確保》

- 営農で生活が安定することが必要。
- 米だけで生活できる体制が必要。
- 農用地を活用した物づくり（産品）技術の指導。
- 給料、農業後継者。
- 若者へのPR。農業のすばらしさを啓蒙。

《農地・水保安全管理支払の支援の継続》

- 継続した事業である必要。

(2) 対策の枠組みについての課題（実施主体、対象活動）

<実施主体についての課題>

- ① 過疎化・高齢化が進む地域を中心として、リーダーの確保や多様な主体の参画が困難であり、リーダーの育成等が課題。
- ② 畑地帯など、用水管理等を通じたつながりの存在しない、又は希薄な地域においては、畑地土壌の保全や排水施設の管理等、地域特有の課題に応じた取組のための組織の立ち上げが課題。
- ③ 本対策の事務手続きは複雑かつ膨大であり、市町村行政の人員が削減される中、活動組織の設立・支援に係る市町村の負担が大きく、支援体制の強化が課題。

(参考) 広域エリア(旧村単位)で活動に取り組む事例 — 島根県出雲市 窪田ふるさと会

- 約8割が急峻な山林である出雲市佐田町の旧窪田村地区では、農地の荒廃は集落の崩壊につながるとの認識から、多くの集落が1集落単位で中山間地域等直接支払制度を活用して、集落内の農用地の保全活動等に取り組む。
- 本対策の導入に当たり、推進本部をコミュニティセンターに置き、7つの振興協議会を運営母体に広域エリア(旧村単位)で「窪田ふるさと会」を設立し、水路等の施設の機能維持活動等を重点的に、地区全体で優先度の高い活動から取り組むなど効率的な活動を実施。

位置図



活動区域を広域化することにより、ある程度まとまった額の交付金を、地区全体で優先度の高い活動に効果的に活用。



〔農道のコンクリート舗装〕



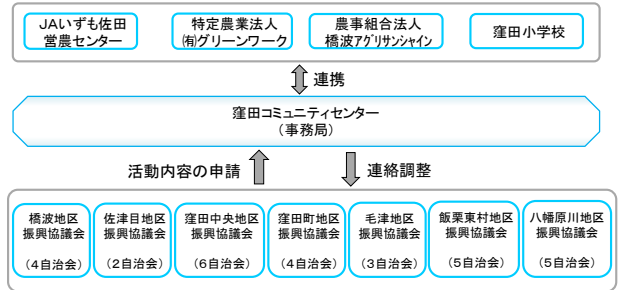
〔用水導流堤部の漏水改善〕



〔開水路の水漏箇所を目地詰め〕

【地区概要】

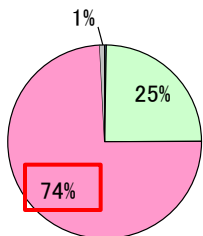
- ・取組面積 171ha (田 165ha、畑 6ha)
- ・対象施設 開水路 69.3km、パイプライン 4.2km、農道 49.3km、ため池21箇所
- ・主な構成員 農業者464名 農事組合法人2、自治会7、学校1、その他2
- ・交付金(H22 共同活動支援) 7,891千円



<対象活動についての課題>

- ① 農地・農業用水の保管理活動である「基礎部分」と「農地・水向上活動」の一体化や、細分化した活動項目の整理・統合等により事務を簡素化すべき。
- ② 畑地帯で実施できる活動項目が少なく、取り組みが困難。特に、「農村環境向上活動」については、水路を活用した取組等は困難。
- ③ 「農村環境向上活動」のうち、取組が低調な生態系保全や水質保全等の活動については、現在の交付単価では活動経費が不足。

(問) 活動項目の分類についてどう思いますか。



資料：活動組織アンケート
(平成23年3月実施)

(問) 今後新たに取り組みたい・充実したい活動に、現在取り組んでいない、あるいは活動内容等を限定している理由は何でしょうか。AからDであてはまるものをすべてにチェックをつけてください。

		今後新たに取り組みたい・充実させたいと回答した組織数				現在取り組んでいない、あるいは活動内容等を限定している理由としてA～Dを挙げている活動組織数			
		A 専門的知識や技術が不十分	B 人数等が不足	C 現在の交付単価では不足	D その他	A 専門的知識や技術が不十分	B 人数等が不足	C 現在の交付単価では不足	D その他
水質保全	1 水質保全を考慮した施設の適正管理	61	34	12	14	3	14	3	14
	2 水田からの排水(濁水)管理	47	16	7	8	10	10	10	10
	3 循環かんがいの実施	37	12	6	9	6	9	6	9
	4 非かんがい期における通水	48	13	9	6	10	10	10	10
	5 水質モニタリングの実施・記録管理	43	29	8	5	5	5	5	5
	6 排水路沿いの林地帯等の適正管理	51	12	22	21	7	7	7	7
	7 沈砂池の適正管理	45	10	13	16	9	9	9	9
	8 土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理	42	16	6	13	7	7	7	7

今後新たに取り組みたい・充実させたいと回答した組織数

現在取り組んでいない、あるいは活動内容等を限定している理由としてA～Dを挙げている活動組織数

資料：活動組織アンケート (平成23年3月実施)

⇒ 例えば、水質保全のテーマについては、「専門的知識や技術が不十分」、「現在の交付単価では不足」等の理由。

(参考1) 平成24年度からの農地・水保全管理支払の概要

(1) 平成24年度からの農地・水保全管理支払交付金の概要

<見直しのポイント>

- 共同活動支援については、過疎化・高齢化等の進行を踏まえ、集落を支える体制の強化や仕組みの簡素化を図り、平成24年度～平成28年度までの対策として継続。
- 水路等の長寿命化の取組や高度な農地・水の保全活動に対し、追加的に支援。

<交付金の構成>

- 共同活動支援交付金：地域共同による農地、水路等の基礎的な保全管理活動及び農村環境の保全のための活動に取り組む農地・水・環境保全組織又は活動組織に対して、事業実施主体が交付金を交付するために必要な経費について、地域協議会又は都道府県に対して、交付金を交付。
- 向上活動支援交付金：農業用排水路等の施設の長寿命化のための補修・更新や水質・土壌等の高度な保全活動等に取り組む農地・水・環境保全組織又は活動組織に対して、交付金を交付。
- 農地・水保全管理支払推進交付金：農地・水保全管理支払の定着に向けて、現場における事業の推進や履行確認など、地方公共団体等による集落への支援体制を構築。

①共同活動支援交付金の活動項目の整理・統合

- 本対策に関する課題を踏まえ、農地・農業用水の保全管理活動である「基礎部分」と「農地・水向上活動」を一体化するとともに、細分化した活動項目を整理・統合することで、事務を簡素化。
- また、「農村環境向上活動」についても活動項目を整理・統合するとともに、水質・土壌・地域環境の高度な保全活動については、追加的に支援するよう拡充。

【H23年度まで】

- 基礎部分（25項目）
- 誘導部分
 - ・ 農地・水向上活動（69項目）
 - ・ 農村環境向上活動（65項目）

【H24年度から】

- 基礎活動（23項目）
- 農村環境保全活動（29項目）

②高度な農地・水の保全活動（拡充）

- 本対策に関する課題を踏まえ、水質、土壌、生物多様性等の地域環境の保全に資する高度な保全活動に対し、取組内容、対象となる農地面積に応じて支援するよう拡充。



③書類の簡素化について

現 行
■申請書類
○採択申請書、活動組織規約、協定書、活動計画（初年度限り） ○交付申請（各年度）
■報告書類
○実施状況報告書 ○基礎支援対象活動実施状況報告書 ○作業写真整理帳 ○活動記録 ○金銭出納簿 ○実施状況調書
■その他
○体制整備構想（案） ○体制整備構想

平成24年度以降
■申請書類
○活動計画書（初年度限り）（2枚※1） ○交付申請書（各年度）（1枚）
※1 活動組織規約、協定書、協定対象区域図面を添付
■報告書類
・実施状況報告、基礎支援対象活動実施報告書、実施状況調書を整理統合。 ・活動項目の整理統合と併せて、作業写真整理帳を廃止。
○実施状況報告書 ○活動記録 ○金銭出納簿
⇒ 活動組織の5年間の書類の作成枚数を1/3に削減

(2) 農地・水保全管理支払交付金(平成24年度～)の取組主体

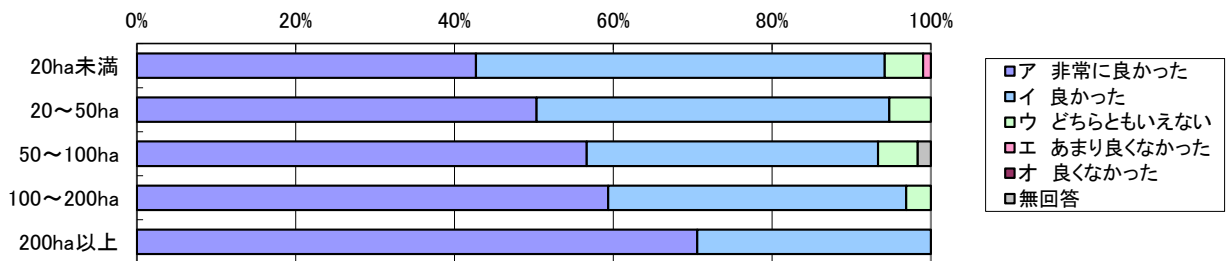
- 平成23年10月に政府の「食と農林漁業の再生推進本部」で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、「農地・農業用水等の資源や土地改良施設の保全管理・整備について見直し、施設の長寿命化等を図る。また、保全管理等を円滑に実施するため、NPO等の活用を含め、集落を支える広域的な保全管理体制を構築する。」とされた。
- これを踏まえ、これまでの5年間の取組をベースに、地域主体の保全管理の取組を強化しつつ、集落を支える広域的な保全管理体制を構築していくこととし、これまでの集落単位による活動組織の取組に加え、「農地・水・環境保全組織」による取組を推進する。

① 農地・水・環境保全組織について

- 旧市区町村区域等の広域エリアにおいて、集落、土地改良区、地域の関係団体など構成員間の協定に基づき組織され、資源の保全管理活動等を行う組織。
- 昭和25年2月1日時点の旧市区町村区域以上又は200ha以上（北海道にあっては3,000ha以上）で取り組むことが要件。
- 農地・水・環境保全組織は、広域で活動に取り組むため、
 - ① まとまった額の交付金が得られ、地区内の優先順位付けに従い、広範な活動に取り組むことが可能であり、
 - ② 複数の集落の申請・報告書類等の作成事務を一本化して実施することから、申請事務等に係る集落の負担が軽減。

② 本対策に取り組んだ感想(活動組織の面積規模別)

(問) 貴活動組織では本対策に取り組んでみていかがでしたか。



資料：活動組織アンケート（平成23年3月）

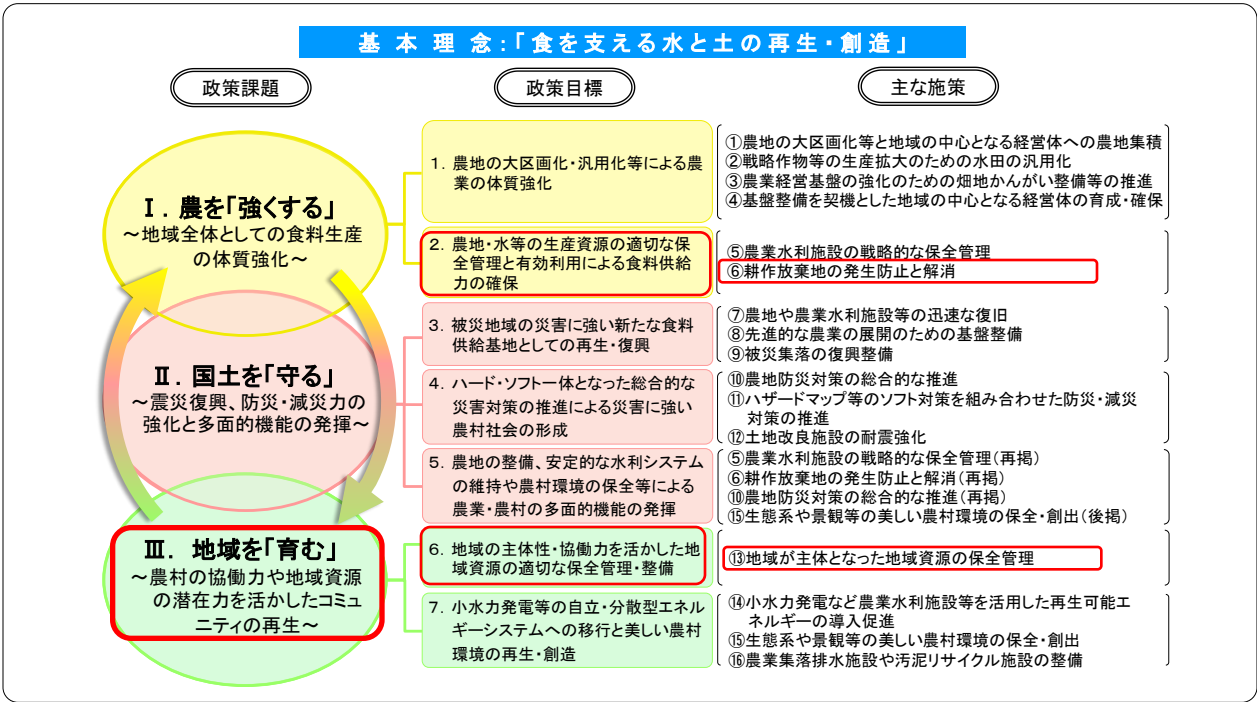
農地・水・環境保全組織のイメージ（旧市区町村区域を対象）



(参考2) 新たな土地改良長期計画における位置づけ

- 現行の土地改良長期計画（計画期間：平成20年度～平成24年度）については、平成23年3月11日の東日本大震災の発生や「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画（平成23年10月25日食と農林漁業の再生推進本部決定）」の策定等を踏まえ、我が国農業の体質強化と震災からの復興等の喫緊の課題に対応した新たな政策展開に資するため、1年前倒しで見直し。
- 平成24年3月30日に閣議決定された新たな土地改良長期計画（計画期間：平成24年度～平成28年度）においては、「政策課題Ⅲ：地域を「育む」ー農村の協働力や地域資源の潜在力を活かしたコミュニティの再生ー」が位置づけ。
- また、本対策に関連する政策目標としては、「2. 農地・水等の生産資源の適切な保全管理と有効利用による食料供給力の確保」及び「6. 地域の主体性・協働力を活かした地域資源の適切な保全管理・整備」が位置づけられているところ。

①新たな土地改良長期計画の概要



②成果指標の体系（抜粋）

政策課題	政策目標	重点指標	その他の達成すべき指標
農を「強くする」 地域全体としての食料生産の体質強化	1. 農地の大区画化・汎用化等による農業の体質強化 2. 農地・水等の生産資源の適切な保全管理と有効利用による食料供給力の確保	○基盤整備実施地区における地域の中心となる経営体への農地集積率 約8割以上 ○基幹水利施設の機能診断済みの割合（再建設費ベース） 約4割（H22）→約7割（H28）	・基盤整備実施地区における大区画化場の割合 約7割以上 ・基盤整備実施地区における耕地利用率 108%以上 ・基盤整備実施地区における麦・大豆の作付率 17%以上 ・基盤整備実施地区における新たな農業生産法人等の設立 約300法人 ・基盤整備実施地区における6次産業化に取り組む地区の割合 約5割以上 ・国営造成施設の機能保全計画の策定率（再建設費ベース） 約4割（H22）→約8割（H28） ・戦略的保全管理による国営造成施設の更新等整備費用の低減率 約3割減（H23年比） ・農地・農業用水の保全・整備による優良農地の維持 約360万ha
地域を「育む」 農村の協働力や地域資源の潜在力を活かしたコミュニティの再生	6. 地域の主体性・協働力を活かした地域資源の適切な保全管理・整備 7. 小水力発電等の自立・分散型エネルギーシステムへの移行と美しい農村環境の再生・創造	○非農家等の多様な主体の参加による地域共同活動への参加者数 延べ約1,000万人・団体以上 （H24～H28） ○小水力発電等の再生可能エネルギーの導入に向けた計画作成に着手済みの地域 約1,000地域	・地域共同活動による農地・農業用水等の保全管理を広域的に実施する体制が整備されている地域 約1,300地域 ・地域共同活動による農地・農業用水等の保全管理の取組面積に占める、長寿命化等の高度な活動の取組面積の割合 約3割 ・農業農村整備事業等における直営施工の延べ参加者数 約8.0万人（H24～H28） ・基盤整備において農村環境の創造に着手済みの地域 約1,700地域（H22）→約2,200地域（H28） ・うち生態系のネットワークの保全に取り組む地域 約900地域（H22）→約1,300地域（H28） ・うち良好な景観の保全・創出に取り組む地域 約90地域（H22）→約130地域（H28） ・農業集落排水汚泥のリサイクル率 64%（H22）→約70%（H28） ・農業集落排水処理人口普及率 68%（H21）→76%（H28）